

神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定に基づいて行う登録の取消し、6月以内の期間を定めて行う営業の全部若しくは一部の停止の命令及び条例第58条の規定に基づく過料処分の基準及び手続並びに無登録業者に対する措置を定めることによつて、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もつて条例の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者 条例第24条第1項又は第3項の登録を受けた者をいう。
- (2) 無登録業者 条例第24条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (3) 登録の取消し 条例第36条第1項の規定により、登録業者の登録を取り消すことをいう。
- (4) 営業停止の命令 条例第36条第1項の規定により、登録業者に対して6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。
- (5) 処分 前号に掲げる行政処分及び条例第58条の規定による過料処分をいう。
- (6) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に規定する告発をいう。

(処分基準)

第3条 知事は、登録業者が別表第1に掲げる処分事由に該当することとなった場合、当該登録業者に対し、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる処分を行うものとする。

- 2 前項の場合において、複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合は、それぞれの事由に応じて定める日数の合計の日数をもつて営業停止期間とする。
- 3 知事は、第1項の営業停止の命令を行おうとする場合において、登録業者が別表第2又は3に掲げる事由に該当するときは、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる期間を第1項の営業停止期間に加算又は減算する。
- 4 前項の規定により減算の結果営業停止期間がなくなる場合は、登録業者に対して文書勧告を行うものとする。ただし、同一の登録業者に対する別表第3による減算は、2回を限度とする。

- 5 第1項の場合において、営業停止の命令を受けている者は、営業停止期間内に条例第24条第3項に規定する登録の更新を申請することができない。
- 6 第1項の処分以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(処分の手続)

第4条 処分に係る手続は、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156号）による。

(処分の通知)

第5条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当該登録業者に対し、直ちに当該処分の理由を示して通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

- (1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消通知書（第1号様式）
- (2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令通知書（第2号様式）
- (3) 過料処分 過料処分通知書（第3号様式）

(確認)

第6条 知事は、立入検査等により当該処分の履行を確認する。

(無登録業者への警告)

第7条 知事は、無登録業者に対し、警告書（第4号様式）により登録を勧告する。

(告発)

第8条 知事は、前条の警告を受けた無登録業者が2月を経過しても登録を申請せず引き続き屋外広告業を営んでいるときは、当該無登録業者について告発を行うものとする。

(連携)

第9条 知事は、登録業者の処分をしたときは、条例第37条第1項に規定する屋外広告業者監督処分簿に登載した事項を次に掲げる者に対して文書（第5号様式）により通知する。

- (1) 国土交通大臣
 - (2) 神奈川県内の、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長
- 2 知事は、第1項の通知内容について神奈川県ホームページで公表する。

附則

この基準は、平成29年10月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

処分事由	処分
1 不正の手段により条例第24条第1項又は第3項の登録を受けたこと。 2 次に掲げる事由に該当することとなったこと。 （1）登録業者である法人が条例第36条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった前30日以内に当該登録業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過していないこと。 （2）屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。 （3）屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）又は（2）のいずれかに該当することとなったこと。 （4）法人でその役員のうちに（1）又は（2）のいずれかに該当する者があること。 （5）営業所ごとに業務主任者を選任していないこと。 3 条例第36条第1項の規定による営業停止命令に違反したこと。 4 営業停止期間が基準に基づき加算した結果180日を超えることとなったこと。	登録の取消し
5 条例第2条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して許可を受けていない広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。 6 条例第3条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。 7 条例第11条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して変更許可を受けていない広告物に係る許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転したこと。	営業停止 90日

8 条例第23条第1項若しくは条例第38条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたこと。	営業停止 60日	
9 条例第28条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。	営業 停止 30 日	
10 条例第33条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して標識を掲げなかったこと。		3万円
11 条例第34条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかったこと。		(備えず、記載せず、保存しなかった場合) 3万円 (虚偽の記載をした場合) 5万円
12 条例第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。		(届出をしなかった場合) 3万円 (虚偽の届出をした場合) 5万円

別表第2

加算事由	加算日数
1 過去5年間に処分歴がある場合	30日
2 複数の違反広告物を掲出している場合	

別表第3

減算事由	減算日数
過去5年間に処分歴がなく、行政指導に従って違反を是正した場合	90日以内

※減算日数は処分日数に準ずる。

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業登録取消通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、神奈川県の区域に係る屋外広告業の登録を取り消します。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）

第2号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業営業停止命令通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、年 月 日から年 月 日まで、神奈川県の全域（市（町・村））に係る屋外広告業の営業の全部（に係る部分）を停止するよう命じます。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

4 加減日数 日（加算・減算）
（加減事由 ）

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

過料処分通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、下記のとおり過料を科したので、通知します。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

4 過料額 円

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

警告書

あなたは、下記のとおり、神奈川県知事の登録を受けずに神奈川県区域内で屋外広告業を営んだ疑いがあります。

つきましては、速やかに屋外広告業の登録を受けてください。当該登録を受けず屋外広告業を営んだ場合は、神奈川県屋外広告物条例第24条第1項に違反し、同条例第52条第1項第1号の規定により罰則の対象となるため、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

なお、下記の事実には誤りがあると考え場合は、正しいとする事実を記載して、年月日までに連絡願います。正当な理由なく期日までに文書での連絡がない場合は、知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだことを認めたものとみなします。

記

1 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

(1) 広告物等 ①設置場所

②表示内容

③概要（種類・規格等）

(2) 広告主 住所（所在地）

氏名（名称）

2 特記事項

（ 問合せ先 ）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業者監督処分簿への登載について（通知）

本県では下記の屋外広告業者について、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により処分いたしました。

つきましては、当該事項について別紙のとおり屋外広告業者監督処分簿へ登載しましたので連絡いたします。

記

- 1 処分した屋外広告業者
住所（所在地）
氏名（名称）
- 2 その他の事項について
別紙のとおり

（ 問合せ先 ）